附則に次の一条を加える。

（契約締結時の書面の交付に関する特例）

第三条　第五十一条第三項第三号に掲げる費用の変更（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条の規定による消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第一条の規定による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限る。）を行った組合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十一条第一項第三十五号イ	加える場合	加える場合又は同号ヌに掲げる事項のうち第三項第三号に掲げる費用に変更を加える場合
第五十一条第一項第三十九号	第三十五号	附則第三条の規定により読み替えて適用する第三十五号

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条、第百九十二条及び附則第三条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（次項において「新生協法施行規則」という。）第五十一条の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、施行日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

3　新生協法施行規則第八十一条、第八十二条、第八十四条、第百七条及び第百四十九条の規定は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項、第七条第三項、第十二条の三、第十六条の三第一項、第二十一条第一項及び第二十二条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第七項に次のただし書を加える。

ただし、第七号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る。

第一条の十四第七項に次の一号を加える。

七　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十八条第一項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。

第一条の十四に次の二項を加える。

10　第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

11　第七項第七号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。

第六条の三第一項に次の一号を加える。

十一　第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値

第六条の三第二項第九号中「百分の三十」を「百分の五十」に、「百分の十紹介率を」を「紹介率を百分の五十まで」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　前項第十一号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画

第六条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第九号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第六条の四中「、産科、婦人科」を「又は産科及び婦人科」に、「耳鼻咽喉科、放射線科及び救急科」に、「除く。）並びに」を「除く。第四項において同じ。）並びに」に改め、「のうち十以上の診療科名」を削り、同条に次の四項を加える。

2　内科又は外科において専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項中「内科、外科」とあるのは「内科（令第三条の二第一項第一号ハの規定により内科と呼吸器、消化器、循環器、腎臓、神経、血液、内分泌、代謝、感染症又はアレルギー疾患とを組み合わせた名称の全ての診療科及びリウマチ科を含む。）、外科（同号ハの規定により外科と呼吸器、消化器、乳腺、心臓、血管、内分泌又は小児とを組み合わせた名称の全ての診療科を含む。）」と、「診療科名と組み合わせた名称」とあるのは「診療科名と組み合わせた名称（当該内科又は外科と組み合わせた名称を除く。）」とする。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、その診療科名中に当該各号に定める診療科を含まないことができる。

一　前項の規定により読み替えて適用される内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科に係る医療を他の当該内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科その他の診療科で提供する場合　当該医療に係る当該内科と組み合わせた名称の診療科又はリウマチ科

二　前項の規定により読み替えて適用される外科と組み合わせた名称の診療科に係る医療を他の当該外科と組み合わせた名称の診療科その他の診療科で提供する場合　当該医療に係る当該外科と組み合わせた名称の診療科

4　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「を含む」とあるのは、「のうち十以上の診療科名を含む」とする。

5　第一項の規定にかかわらず、歯科医師を有する特定機能病院又は他の病院若しくは診療所との密接な連携により歯科医療を提供する体制が整備されている特定機能病院については、その診療科名中に歯科を含まないことができる。

第九条の二の二第一項第六号を次のように改める。

六　紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

第九条の二十第六号イを次のように改める。

イ　その管理する病院について、紹介患者の数と救急用自動車によつて搬入された患者の数を合計した数を初診の患者の数（休日又は夜間に受診した患者の数を除く。次号イにおいて同じ。）で除して得た数（以下この号において「紹介率」という。）を維持し、当該維持された紹介率を高めるよう努めること。